

## 別添 1

### 鳥取県若者・女性の地域防災参画補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県若者・女性の地域防災参画補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 30代までの県内に在住または通学・通勤する者のことをいう。
- (2) 若者等 若者又は女性、若しくは、若者と女性の両方が含まれる場合の両方のことをいう。
- (3) 地域防災活動 鳥取県内において災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、速やかに災害の復旧を図るための防災研修・学習、訓練、啓発、広報活動等、防災意識向上を図る取組をいう。

#### (交付目的)

第3条 本補助金は、若者等により構成される団体等の地域防災活動を支援することにより、地域防災活動を企画実施する若者等を育成するとともに、実施された地域防災活動への参加者等の防災意識を高め、地域防災力の向上を図ることを目的として交付する。

#### (補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と同表第5欄に定める補助限度額のいずれか低い額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

#### (事業実施計画書の提出)

第5条 本補助金の交付を希望する者は、危機管理部消防防災課長（以下「課長」という。）が別に定める日までに、様式第1号により事業実施計画書（以下「計画書」という。）を県に提出しなければならない。（以下、計画書を県に提出した者を「計画者」という。）

- 2 計画書の提出にあたっては、令和8年10月に開催される「ぼうさいこくたい2026in鳥取」（以下「ぼうさいこくたい」という。）への出展申込及びぼうさいこくたい以外の地域防災活動を1回以上行うことを必須条件とする。

#### (計画書の審査)

第6条 県は、前条の規定により提出された計画書を、危機管理部内に設ける審査会（以下「審査会」という。）において審査を行う。

- 2 審査会は、ぼうさいこくたいへの出展方針以外の活動について次の観点に基づき、審査を行うこととする。なお、その他、審査会の運営及び審査の方法の詳細については、課長が別に定める。
  - (1) 新規性：活動内容に新規性はあるか。（計画者がこれまでに実施した地域防災に係る活動と異なるものか、展開または拡充した活動である等）
  - (2) 有効性：活動内容が活動対象者の地域防災活動への参画促進に繋がるものであり、第3条の当

該目的を達成するのに有効であるか

(3) 継続性：活動内容が、活動対象者の若者・女性の地域防災活動への参画促進に対して継続的な効果が得られるか。

(4) 計画実現性：計画書の内容を実施できる人員や体制があるか。

(対象事業の採択)

第7条 県は、第5条の規定に基づき提出された計画書について、審査会の審査結果を基にして、予算の範囲内で補助金を交付すべき対象事業（以下「補助金交付対象事業」という。）を採択し、当該年度の7月末日までに採択結果を通知（以下「採択通知」という。）する。

2 前項の採択通知は、様式第2号による。

3 第1項に基づく対象事業の採択は、審査会が優れた取組であると評価し、かつ、第一順位を付した取組から順に行い、当該取組に要する経費の額と別表第5欄の額のいずれか低い額を交付予定額とする。なお、各計画者における交付予定額の総額が当該年度の予算額に達するまでこれを行うこととする。

4 計画者は、第1項の規定に基づき採択された対象事業について、採択を辞退する場合は、速やかにその旨を県に申し出るものとする。

5 県は、前項の申し出を受けたときは、次順位を付した取組（審査会が優れた取組であると評価したものに限り、以下同じ。）の計画書を提出した計画者に対して、当該取組の実施の意向を確認し、実施する意向であるときは、当該取組を対象事業として採択し、実施の意向がないときは、当該次順位の次順位を付した取組の計画書を提出した計画者に対して、当該取組の実施の意向を確認する。これらの手続きは、各計画者における交付予定額の総額が当該年度の予算額に達するまで又は次順位を付した取組を実施する全ての計画者の意向を確認するまで行うこととする。

6 第1項、第2項及び第3項の規定は、前項の対象事業の採択について準用する。

(交付申請の時期等)

第8条 別表の第1欄の事業を行うもので前条に規定する採択通知を受けた計画者は、課長が別に定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第9条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第9条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日まで

に行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第3号によるものとする。
  - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
  - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
    - (1) 取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具
    - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
  - 3 第9条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

- 第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
若者・女性の地域防災参画事業	若者・女性による団体等 (※1)	若者・女性の地域防災への参画を促すための取組（ぼうさいこくたいへの出展及び地域防災イベント等の活動）の実施に必要な報償費、旅費、委託料、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、使用料及び賃借料 (※2)	10 / 10	1団体あたり 200千円

(※1) 以下の条件を満たすこと。

- ・ 構成員は、少なくとも3名以上であり、若者又は女性（若者、女性の両方が含まれる場合は重複を除いた合計人数）の割合が50%以上であること。
- ・ 営利活動を主な目的とした団体等ではないこと。

(※2) 以下の条件を満たすこと。

- ・ ぼうさいこくたいに出展を申し込むこと。なお、申込に係る事項は鳥取県公式ホームページ（とりネット）で確認すること。



URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/326419.htm>

- ・ ぼうさいこくたい出展以外の活動対象者の地域防災活動への参画促進のため、地域防災活動を1回以上実施すること。
- ・ 第6条第2項に規定する審査会の審査項目の内容を満たすものであること。